

# 業務のご報告

## 貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
( 資 産 の 部 )		
現 金	1,652	2,144
預 け 金	32,473	30,064
有 価 証 券	25,309	32,630
国 債	2,534	2,812
地 方 債	1,564	1,527
社 債	18,848	23,372
株 式	39	123
その他の証券	2,322	4,794
貸 出 金	69,060	67,693
割引手形	1,947	1,462
手形貸付	4,213	3,982
証書貸付	61,198	60,259
当座貸越	1,700	1,988
そ の 他 資 産	764	756
未決済為替貸	19	23
信金中金出資金	582	582
未 収 収 益	141	129
その他の資産	20	21
有 形 固 定 資 産	829	893
建 物	330	314
土 地	420	445
リース資産	54	43
建設仮勘定	—	65
その他の有形固定資産	25	23
無 形 固 定 資 産	20	16
ソフトウェア	2	1
リース資産	8	5
その他の無形固定資産	9	10
前 払 年 金 費 用	26	34
債 务 保 証 見 返	86	90
貸 倒 引 当 金	△ 1,084	△ 929
(うち個別貸倒引当金)	(△ 968)	(△ 884)
資 産 の 部 合 計	129,139	133,395

## 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
( 負 債 の 部 )		
預 金 積 金	120,110	124,542
当 座 預 金	1,277	1,155
普 通 預 金	48,774	55,083
貯 蓄 預 金	2,345	2,361
通 知 預 金	0	0
定 期 預 金	61,057	59,943
定 期 積 金	5,831	5,353
その他の預金	822	645
借 用 金	20	10
借 入 金	20	10
そ の 他 負 債	320	292
未決済為替借	35	38
未 払 費 用	85	77
給付補填備金	6	5
未払法人税等	57	60
前 受 収 益	24	23
払 戻 未 溝 金	1	1
リース債務	66	52
資産除去債務	13	14
その他の負債	28	18
役員賞与引当金	15	12
役員退職慰労引当金	91	91
そ の 他 の 引 当 金	27	34
繰 延 税 金 負 債	265	230
債 务 保 証	86	90
負 債 の 部 合 計	120,935	125,304
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	205	203
普通出資金	205	203
利 益 剰 余 金	7,151	7,258
利 益 準 備 金	205	205
その他利益剰余金	6,945	7,052
特 別 積 立 金	6,310	6,300
当期末処分剰余金	635	752
処 分 未 溝 持 分	△3	△4
会 員 勘 定 合 計	7,353	7,457
その他有価証券評価差額金	849	632
純 資 産 の 部 合 計	8,203	8,090
負債及び純資産の部合計	129,139	133,395

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
経 常 収 益	1,770,406	1,781,632
資 金 運 用 収 益	1,538,758	1,431,266
貸 出 金 利 息	1,212,014	1,094,099
預 け 金 利 息	90,648	48,232
有 価 証 券 利 息 配 当 金	222,697	275,939
その他の受入利息	13,398	12,996
役 务 取 引 等 収 益	134,188	134,500
受 入 為 替 手 数 料	71,232	71,357
その他の役務収益	62,956	63,142
そ の 他 業 務 収 益	17,400	129,651
国 債 等 債 券 売 却 益	—	124,777
国 債 等 債 券 償 返 益	25	80
その他の業務収益	17,375	4,793
そ の 他 経 常 収 益	80,057	86,214
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	56,314	24,896
償 却 債 権 取 立 益	7,160	27,225
株 式 等 売 却 益	—	1,391
その他の経常収益	16,582	32,701
経 常 費 用	1,571,781	1,540,716
資 金 調 達 費 用	38,952	24,811
預 金 利 息	35,251	21,391
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	3,312	3,122
借 入 金 利 息	388	225
当 座 借 越 利 息	—	71
役 务 取 引 等 費 用	92,161	93,012
支 払 為 替 手 数 料	20,626	20,481
その他の役務費用	71,535	72,531
そ の 他 業 務 費 用	253	44,987
国 債 等 債 券 償 返 損	9	799
国 債 等 債 券 償 却	—	44,000
その他の業務費用	243	187

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
経 費	1,386,902	1,343,960
人 件 費	1,007,897	952,159
物 件 費	350,860	363,234
税 金	28,145	28,566
そ の 他 経 常 費 用	53,511	33,944
貸倒引当金繰入額	—	—
貸 出 金 償 却	42,267	16,054
その他の資産償却	76	—
その他の経常費用	11,167	17,889
経 常 利 益	198,624	240,916
特 別 利 益	19	—
固定資産処分益	19	—
特 別 損 失	155	13
固定資産処分損	155	13
税 引 前 当 期 純 利 益	198,489	240,903
法人税・住民税及び事業税	63,481	79,335
法 人 税 等 調 整 額	51,145	48,452
当 期 純 利 益	83,862	113,115
繰越金(当期首残高)	552,016	629,753
90周年記念事業積立金取崩額	—	10,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	635,878	752,868

# 平成28年度 業務報告書の注記

## 1. 貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
 建 物 39年～50年  
 その他 3年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,262百万円であります。
7. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。  
 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(平成28年3月31日現在)
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額          | 1,605,568百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と |              |
| 最低責任準備金の額との合計額  | 1,782,403百万円 |
| 差引額             | -176,835百万円  |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成28年3月分)
- |         |
|---------|
| 0.1206% |
|---------|
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高229,190百万円及び別途積立金52,355百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金23百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け率を掛け率と乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
15. 有形固定資産の減価償却累計額は1,348百万円であります。
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は2百万円、延滞債権額は4,015百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は123百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は311百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,452百万円であります。  
なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。  
これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,462百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券(額面)	221百万円
預け金	102百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	13,171百万円
借用金	10百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金3,000百万円を差し入れております。

23. 出資1口当たりの純資産額19,084円20銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

## (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

## (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用会計規程に従い行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経理部を通じ、リスク管理委員会及びALM委員会において定期的に報告されております。

## (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」です。

当金庫では、これら金融資産及び金融負債について、VaR(観測期間は5年、保有期間は1年、信頼区間は99%、分散共分散法)を用いて市場リスク量として、定量分析を行っています。当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いています。平成29年3月31日において、当該リスク量の大きさは2,260百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

## (③) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 25. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金 <sup>(*1)</sup>	30,064	30,113	48
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,596	2,537	△59
その他有価証券	30,028	30,028	0
(3) 貸出金 <sup>(*1)</sup>	67,693		
貸倒引当金 <sup>(*2)</sup>	△925		
	66,768	68,606	1,837
金融資産計	129,457	131,284	1,826
(1) 預金積金 <sup>(*1)</sup>	124,542	124,553	11
(2) 借用金 <sup>(*1)</sup>	10	10	0
金融負債計	124,552	124,563	11

(\* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

**金融資産**

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

**金融負債**

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借用金

借用金は固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分		貸借対照表計上額
非上場株式	式 <sup>(*1)</sup>	5
合計		5

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「投資信託」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

**満期保有目的の債券**

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価		差額
			時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株式	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—
	その他	996	1,011	14	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	996	1,011	14	
	株式	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—
	その他	1,600	1,526	△73	
	小計	1,600	1,526	△73	
合計		2,596	2,537	△59	

## その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	株式	117	93	24
	債券	21,350	20,448	901
	国債	2,617	2,385	231
	地方債	1,527	1,476	50
	社債	17,205	16,586	619
	その他の	1,507	1,431	76
	小計	22,975	21,972	1,002
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	6,362	6,474	△111
	国債	195	197	△1
	地方債	—	—	—
	社債	6,166	6,276	△110
	その他の	690	706	△15
	小計	7,052	7,180	△127
合計		30,028	29,153	874

## 27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	951	100	—
国債	—	—	—
地方債	109	9	—
社債	841	91	—
その他の	245	25	—
合計	1,196	126	—

## 28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、44百万円(うち、債券44百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断して減損処理をする基準は、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## 29. 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち満期があるものの決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券	800	200	600	296
その他有価証券のうち満期があるもの	1,753	5,881	12,853	7,237
合計	2,553	6,081	13,453	7,534

## 30. 預け金の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	24,464	5,600	—	—

※要求払預け金は「1年以内」に含めております。

## 31. 貸出金の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
貸出金	13,872	20,488	16,811	12,711

※破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

32. 預金積金・借用金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金	115,406	9,135	—	1
借 用 金	10	—	—	—
合 計	115,416	9,135	—	1

\*要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 当座貸越契約は、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、任意の時期に無条件で取消可能なものが1,253百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 總延税金資産及び総延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

**総延税金資産**

貸倒引当金	511百万円
役員退職慰労引当金	25
未収利息超過額	15
減価償却超過額	11
その他	55
総延税金資産小計	620
評価性引当額	△598
総延税金資産合計	21

**総延税金負債**

その他有価証券評価差額金	242
前払年金費用	9
その他	0
総延税金負債合計	252
総延税金負債の純額	230百万円

35. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

## 2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 283円94銭

## ■ 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

##### a. 決定方法

#### (2) 平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	82

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」61百万円、「賞与」12百万円、「退職慰労金」8百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

##### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成28年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	平成27年度	平成28年度
当期末処分剰余金	635,878	752,868
剰余金処分額	6,124	306,027
出資配当金 (配当率)	6,124 (年3%)	6,027 (年3%)
特別積立金	—	300,000
繰越金(当期末残高)	629,753	446,841

## 謄本 独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

館林信用金庫  
理事会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桂川修一 (印)  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 甘楽真明 (印)

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、館林信用金庫の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成27年度及び平成28年度の決算関係書類すなわち貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。従って、上記「独立監査人の監査報告書」は決算関係書類に対するものであります。

平成28年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成29年6月23日

館林信用金庫  
理事長

早川茂

## 館林信用金庫

常勤監事 須永敏弥 (印)  
監事 十九浦健治 (印)  
監事 小島光雄 (印)

（注）監事 小島光雄は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。



## 預金業務関係

(単位：残高百万円、構成比%)

科 目	平成28年3月末		平成29年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	1,277	1.0	1,155	0.9
普 通 預 金	48,774	40.6	55,083	44.2
貯 蓄 預 金	2,345	1.9	2,361	1.8
そ の 他 の 預 金	823	0.6	645	0.5
小 定 期 預 金	53,221	44.3	59,245	47.5
定 期 積 金	61,057	50.8	59,943	48.1
小 計	5,831	4.8	5,353	4.2
合 計	66,888	55.6	65,296	52.4
	120,110	100.0	124,542	100.0

### 預金者別残高、構成比

(単位：残高百万円、構成比%)

	平成28年3月末		平成29年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法 人 預 金	16,878	14.0	16,348	13.1
個 人 預 金	93,048	77.4	93,428	75.0
公 金	10,169	8.4	14,762	11.8
金 融 機 関	15	0.0	4	0.0
合 計	120,110	100.0	124,542	100.0

### 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
流 動 性 預 金	49,945	50,694
うち有利息預金	48,787	49,568
定 期 性 預 金	68,824	67,381
うち固定金利定期預金	68,824	67,381
うち変動金利定期預金	0	0
そ の 他	293	270
計	119,063	118,346
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	119,063	118,346

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

### 定期預金残高

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
定 期 預 金	61,057	59,943
固定金利定期預金	61,051	59,937
変動金利定期預金	0	0
そ の 他	6	6

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
財 形	2	3

## 貸出金の状況

### 貸出金平均残高

(単位：百万円)

科 目		平成27年度	平成28年度
手 証	形 書	貸 貸	付 付
當 座	引 手	貸 形	越 越
割 合		手 計	形 計
		3,856 60,199 1,392 1,671 67,118	3,172 59,559 1,494 1,883 66,108

### 貸出金残高

(単位：百万円)

		平成27年度	平成28年度
貸 出 金		69,060	67,693
うち 变 動 金 利		21,229	19,985
うち 固 定 金 利		47,831	47,708

### 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		平成27年度	平成28年度
当 金	庫 預 金 積 金	1,795	842
有 価	證 券	17	23
動	産	—	—
不	動 产	23,596	31,228
そ	の 他	19	19
計		25,427	32,112
信 用 保 証 協 会・信 用 保 险		6,585	6,324
保 証		6,859	6,289
信 用		30,189	22,968
合 計		69,060	67,693

### 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

		平成27年度	平成28年度
当 金	庫 預 金 積 金	—	—
有 価	證 券	—	—
動	産	—	—
不	動 产	14	23
そ	の 他	—	—
計		14	23
信 用 保 証 協 会・信 用 保 险		24	23
保 証		6	5
信 用		42	38
合 計		86	90





## 利鞘

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度
資金運用利回	1.23	1.15
資金調達原価率	1.17	1.13
総資金利鞘	0.06	0.02

## 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

		平成27年度			平成28年度		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	うち貸出金	47,220	△98,622	△51,401	26,152	△133,241	△107,089
	うち預け金	27,856	△89,212	△61,356	△18,225	△99,690	△117,915
	うち有価証券	△1,472	△1,573	△3,046	△13,776	△28,640	△42,416
		20,836	△7,835	13,000	58,153	△4,911	53,242
支払利息	うち預積金	489	△308	181	528	△14,668	△14,140
	うち借用金	946	△148	797	△232	△13,817	△14,049
		△456	△160	△616	760	△851	△91

## 利益率

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度
総資産経常利益率	0.156	0.190
総資産当期純利益率	0.066	0.089

(注)総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

## 有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区分	売買目的	平成27年度		平成28年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,534	2,260	2,812	2,327
	合計	2,534	2,260	2,812	2,327
地方債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,564	1,060	1,527	1,413
	合計	1,564	1,060	1,527	1,413
短期社債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
政府保証債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,218	1,204	1,118	1,118
	合計	1,218	1,204	1,118	1,118
公社公団債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	5,164	4,169	4,562	4,294
	合計	5,164	4,169	4,562	4,294
金融債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	3,014	3,000	2,610	2,795
	合計	3,014	3,000	2,610	2,795
事業債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	9,451	8,525	15,081	11,975
	合計	9,451	8,525	15,081	11,975
新株予約権付社債	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
株式	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	39	30	123	50
	合計	39	30	123	50
外国証券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	996	790	2,596	2,063
	その他の目的	502	347	796	629
	合計	1,499	1,138	3,392	2,693
その他の証券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	823	623	1,401	1,094
	合計	823	623	1,401	1,094
貸付有価証券	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
計	売買目的	—	—	—	—
	満期保有目的	996	790	2,596	630
	その他の目的	24,312	21,222	30,034	27,131
	合計	25,309	22,013	32,630	27,761



## 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	
	平成27年度	平成28年度
その他有価証券	5	5
非上場株式	5	5
組合出資金	—	—

## 金銭の信託の時価及び評価損益等

該当ありません。

## 商品有価証券

該当ありません。

## 売買目的有価証券

該当ありません。

## 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

## デリバティブ取引

該当ありません。

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当期增加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成27年度	164	115	—	115
	平成28年度	115	45	—	45
個別貸倒引当金	平成27年度	997	968	22	975
	平成28年度	968	884	129	838
合計	平成27年度	1,162	1,084	22	1,140
	平成28年度	1,084	929	129	954

## 貸出金償却

(単位：百万円)

貸出金償却額	平成27年度	平成28年度
	42	16

## 職員数

	平成28年3月末	平成29年3月末
男性	80	87
女性	55	57
計	135	144
平均年齢	43歳8ヵ月	44歳8ヵ月

※パートおよび期末退職者を除く、ただし休職者および嘱託を含む

## 内国為替取扱実績

	平成27年度		平成28年度	
	送金・振込	代金取立	送金・振込	代金取立
仕向為替	94,295	5,608	90,447	6,836
被仕向為替	78,316	196	76,181	114

## リスク管理債権の状況

### 1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
破綻先債権額 (A)	15	2
延滞債権額 (B)	4,182	4,015
合計 (C) = (A) + (B)	4,198	4,017
担保・保証額 (D)	3,134	3,054
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	1,063	963
個別貸倒引当金 (F)	964	879
同引当率 (G) = (F) / (E) (%)	90.6	91.3

### 2. 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
3ヶ月以上延滞債権額 (H)	0	123
貸出条件緩和債権額 (I)	424	311
合計 (J) = (H) + (I)	424	434
担保・保証額 (K)	181	208
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	243	226
貸倒引当金 (M)	11	2
同引当率 (N) = (M) / (L) (%)	4.8	1.0

### 3. リスク管理債権の合計

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
(C) + (J)	4,623	4,452

(注)1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
- ④商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

## 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	740	944
危 險 債 権	3,461	3,078
要 管 理 債 権	424	434
正 常 債 権	64,574	63,379
合 計	69,201	67,837

(注)1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

## 金融再生法開示債権比率

	平成27年度	平成28年度
不 良 債 権 比 率	6.68%	6.57%

## 金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
金融再生法上の不良債権(A)	4,627	4,457
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	740	944
危 險 債 権	3,461	3,078
要 管 理 債 権	424	434
保 全 額 ( B )	4,296	4,149
貸 倒 引 当 金 ( C )	976	882
担 保 ・ 保 証 等 ( D )	3,320	3,267
保全率 ( B ) / ( A ) (%)	92.8	93.0
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	74.6	74.1

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について(定性的開示事項)

### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、当金庫が積み立てているものの他、地域のお客様よりお預かりしている普通出資金にて調達しております。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安定性を十分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

### 3. ①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### ②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

なお、エクスポート・セーフティ・セキュリティの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- フィッチ・レーティングス

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくような適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫の定める「信用金庫取引約定書」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前に通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、末担保預金等が

該当します。保証として、国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権が該当します。(原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。)

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

## 5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されておりますが当金庫では、取扱いはありません。

信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上しております。(お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。)

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じても、提供可能な資産を十分保有しております、影響は限定的であります。なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定める「リスク管理基本規程」等に則り、適切に管理しています。さらに、リスク管理態勢の次なるステップとして、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、平成28年度より実施します。

## 6. 証券化エクスポートに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引における役割としては、投資家及びオリジネーターがありますが当金庫では取扱いはありません。リスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、必要に応じてALM委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は有価証券の投資方針の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用会計規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用管理を行います。

### (2) 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用します。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従つた、適正な処理を行います。

### (4) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- フィッチ・レーティングス

## 7. オペレーションル・リスクに関する事項

### ①リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

当金庫は、オペレーションル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスク、被災リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理担当部署を「リスク基本管理規程」に定め、リスク認識の向上に努めています。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必

要に応じて経営陣による理事会等において報告する態勢を整備しております。

#### ②オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は粗利益をベースに算出する基礎的手法を採用しております。

同手法に基づく平成29年3月期のオペレーション・リスク相当額は245百万円となりました。

### 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況、設定されたリスク限度枠の遵守状況やストレステストなどの分析を実施し、定期的にALM委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用会計規程」及び「市場リスク管理規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用会計規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (99パーセントタイル値) の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産、負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。









## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		27年度	28年度	27年度	28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー		1,837	1,790	3,045	2,618
① 我が国の政府関係機関向け		—	—	1,174	1,086
② 地方三公社向け		—	—	1,871	1,532
③ 中小企業等・個人向け		863	851	—	—
④ 抵当権付住宅ローン		6	8	—	—
⑤ 三月以上延滞等		—	—	—	—
⑥ 法人等向け		789	746	—	—
⑦ 不動産取得等事業向け		86	84	—	—
⑧ その他の		91	100	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 6. 証券化エクスポートジャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

②保有する証券化エクスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び  
所要自己資本の額等

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分	その他有価証券で時価のあるもの				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上表	評価差益	うち益	うち損
上場株式	平成27年度	24	33	9	9
	平成28年度	93	117	24	—
非上場株式	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—
合計	平成27年度	24	33	9	9
	平成28年度	93	117	24	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等 該当ありません。

### ハ. 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額 該当ありません。

## 8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	615	759

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセントタイル値（計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセントタイル値は99パーセント目の値。）として銀行勘定の金利リスクを算出しております。  
 2. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定（貸出金、有価証券、預け金、その他）の金利リスク量と調達勘定（定期性預金、要求払預金、その他）の金利リスク量を相殺して算定します。

平成27年度

銀行勘定の金利リスク (615百万円)

=運用勘定の金利リスク量 (661百万円) + 調達勘定の金利リスク量 (-46百万円)

平成28年度

銀行勘定の金利リスク (759百万円)

=運用勘定の金利リスク量 (971百万円) + 調達勘定の金利リスク量 (-212百万円)

3. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。